

評価委員会の役割と今後の審議スケジュールについて

1. 評価委員会の役割

評価委員会は、市長（設立団体の長）の附属機関として設置され、地方独立行政法人の業務実績の評価や重要事項に対する意見の提示など、制度上重要な役割を担います。その業務は以下の3つに区分されます。

（根拠：地方独立行政法人法、安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会条例）

区分	業務内容	根拠法
I 地方独立行政法人の業務実績に対する意見の提示		
事業年度評価	各事業年度に係る業務の実績に関する評価	法 28 条④ 条例 2 条②
中期目標期間評価	中期目標期間に係る業務の実績に関する評価	法 28 条④
II 市長の事前意見聴取に対する意見の提示		
☆中期目標	中期目標の作成・変更に関する意見	法 25 条③
☆中期計画	中期計画の認可に関する意見	法 26 条① 条例 2 条①
組織・業務全般	組織及び業務の全般にわたる検討に関する意見	法 30 条
不要財産の納付	出資等に係る不要財産の納付について認可する際の意見	法 42 条の 2 ⑤
重要財産の処分	重要な財産の処分等に係る認可に関する意見	法 44 条②
III 市長に対する意見の申し出		
☆役員報酬等	役員の報酬等の支給基準に関する意見	法 56 条①

☆：R8 年度審議事項

2. 令和 8 年度の評価委員会開催予定（案）

回数	開催時期	審議事項	具体的内容
—	市議会定例会 令和 8 年 6 月	議案の上程	・評価委員会設置条例の制定について（議決） ・定款の制定について（議決）
第 1 回	令和 8 年 7 月 9 日	中期目標	① 評価委員会運営について ② 中期目標（案）について
第 2 回	令和 8 年 7 月 30 日	中期目標 中期計画	① 中期目標（修正案）について ② 中期計画（案）について
—	市議会定例会 令和 8 年 9 月	議案の上程	・中期目標を定めることについて（議決）
第 3 回	令和 8 年 9 月以降	中期計画 役員報酬等の支給基準	① 中期計画（案）について ② 役員報酬等の支給基準（案）について
—	市議会定例会 令和 8 年 12 月	中期計画（案）	・中期計画（案）について内容説明
第 4 回	令和 9 年 1 月以降		状況に応じて開催
—	市議会臨時会 令和 9 年 4 月	中期計画の認可	・中期計画の認可